

平成29年度決算に基づく八代市健全化判断比率並びに資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体は、毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」といいます。）を算定することが義務付けられました。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

本市の平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおり全て健全段階となりました。

○健全化判断比率

(単位:%)

指 標 名	内 容	平成29年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等における赤字額の標準財政規模に対する割合を示すもの。 ※標準財政規模とは、地方自治体における、地方税、普通交付税、地方譲与税など標準的な一般財源の規模を示すもの。	黒字のため「なし」	11.67	20.00
連結実質赤字比率	一般会計、特別会計、公営企業会計における赤字総額の標準財政規模に対する割合を示すもの。	黒字のため「なし」	16.67	30.00
実質公債費比率	地方自治体における一般財源の規模に対する公債費の割合を示すもの。一般会計の公債費に加え、公営企業に対する公債費の繰出金、一部事務組合に対する負担金のうち公債費に対するものも含めた指標。地方債を発行する場合、25%以上になると単独事業の地方債の一部が認められなくなり、35%以上になると、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなる。	10.5	25.0	35.0
将来負担比率	一般会計、特別会計、公営企業会計、地方公社及び第三セクター等について、一般会計が将来負担する可能性のある負債総額、いわゆる「将来負担額」の一般財源の規模に対する割合を示すもの。「将来負担額」には、一般会計の地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、特別会計、公営企業会計や一部事務組合の公債費に充てるために一般会計から繰出す見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計の負担見込額などが含まれる。	86.3	350.0	

○資金不足比率

(単位:%)

会計名	内 容	平成29年度	経営健全化計画
簡易水道事業特別会計	公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合を示すもの。	資金不足がないため「なし」	20.00
農業集落排水処理施設事業特別会計		資金不足がないため「なし」	
浄化槽市町村整備推進事業特別会計		資金不足がないため「なし」	
水道事業会計		資金不足がないため「なし」	
病院事業会計		資金不足がないため「なし」	
下水道事業会計		資金不足がないため「なし」	